

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「大学学則」という。）第43条第3項の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 再入学することのできる者は、大学学則第49条及び短大学則第25条の定めにより退学した者で、再入学後成業の見込みがある者とする。

（時期）

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 再入学の年次は、退学時の修了学年の次年次とする。

（出願）

第5条 再入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める再入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1）願書（本学所定のもの）
- （2）成績証明書
- （3）退学証明書
- （4）健康診断書（本学所定のもの）
- （5）その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 札幌大学の選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、再入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に再入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 退学する前に既に修得した授業科目及び単位については、すべて認定する。

（所管）

第9条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

（札幌大学再入学規程及び札幌大学女子短期大学部再入学規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学再入学規程及び札幌大学女子短期大学部再入学規程は、廃止する。